

令和3年8月26日

関係者各位

しま共通地域通貨発行委員会
事務局長 石橋 哲也
(公印省略)

しまとく通貨の取り扱いについて（通知）

本委員会の運営につきましては、日頃より格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

しまとく通貨の取り扱いについては、令和3年8月6日付で通知しているとおり、しまとく通貨の発行を一旦休止しておりますが、長崎県がまん延防止等重点措置の対象に指定されたことに伴い、下記のとおり休止期間を9月30日（木）まで延長することとなりましたので、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、発行再開時期については、今後の情勢を見極めながら検討することとしており、再開の見通しが立ち次第すみやかにご連絡申し上げます。

記

1 しまとく通貨（本来事業分）

(1) 長崎県内発着商品

- ・令和3年8月10日～9月30日まで一旦休止

※ただし、令和3年8月6日までに販売済みの催行決定分については対象とします。

(2) (1) 以外

- ・令和3年4月23日～休止中

※ただし、令和3年4月20日までに販売済みの催行決定分については対象とします。

2 観光産業緊急支援事業（長崎県観光連盟受託事業分）

(1) 長崎県内発着商品

- ・令和3年8月10日～9月30日まで一旦休止

※ただし、令和3年8月6日までに販売済みで、8月31日までの催行分については対象とします。

(2) (1) 以外

- ・令和3年4月1日～休止中

しま共通地域通貨発行委員会 担当：井手・平 tel: 095-833-2051 fax:095-824-6993 mail: shimatoku@nagasaki-chosonkai.gr.jp
--